

オフセット・クレジット（J-VER）制度における 森林管理プロジェクトの検討経緯・概要

1. 検討経過等

林野庁と環境省が連携し、「カーボン・オフセットに用いられるVER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会 (VER検討会)」の下に、森林分野の専門家で構成される森林吸収ワーキンググループ (委員の構成は下記 (2) のとおり) を設置、森林吸収J-VERの認証基準について検討を行った。

(1) 森林吸収J-VER認証基準の検討の経過

- ・ 2008年10月31日 (金) 第1回ワーキンググループ
- ・ 2008年11月25日 (火) 第2回ワーキンググループ
- ・ 2008年12月25日 (木) 第3回ワーキンググループ
- ・ 2009年1月13日 (火) 第7回VER検討会
- ・ 2009年1月16日 (金) ~30日 (金) パブリックコメント
- ・ 2009年3月3日 (火) 第4回ワーキンググループ
- ・ 2009年3月10日 (火) 第3回オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会

(2) ワーキンググループ委員名簿 (敬称略、五十音順)

- ・ 天野 正博 早稲田大学大学院 人間科学研究科 教授
- ・ 岡 成一 株式会社JACO CDM審査部
- ・ 小林 紀之 日本大学大学院 法務研究科 教授
- ・ 速水 亨 速水林業 代表
- ・ 日比 保史 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表
- ・ 松本 光朗 森林総合研究所 温暖化対応推進拠点温暖化対応推進室長

2. 制度の概要

(1) 対象となるプロジェクト

① 森林経営プロジェクト

- ・ 森林法第5条又は第7条の2の対象森林。
- ・ 森林施業計画の認定又は森林認証 (FSC、SGEC) 等により持続的な森林管理を確保。
 - i) 間伐促進型プロジェクト
 - ・ 2007年度以降に間伐を実施した面積に応じてクレジット発行。対象地で行われる施業は森林計画に適合している必要がある。
 - ・ 対象地で主伐・土地転用を行うとクレジットは発行されない。
 - ii) 持続可能な森林経営促進型プロジェクト
 - ・ 1990年度以降に間伐・主伐・植栽を実施した面積に応じてクレジット発行。対象地で行われる施業は森林計画に適合している必要がある。
 - ・ 対象林分で行った主伐については伐採量に応じて排出とみなす。
 - ・ 対象地で土地転用を行うとクレジットは発行されない。

② 植林プロジェクト

- ・ 2008年4月1日時点で森林法第5条・第7条の2の対象森林でなく、かつ森林の定義を満たさないこと。
- ・ 森林法第5条・第7条の2の対象森林に編入されるための措置を講じていること。
- ・ 2008年度以降に植林された面積に応じてクレジット発行。

(2) 持続性の確保のための措置

- ・ 発行されるクレジットの3%をバッファとして制度管理者側で管理し、当該クレジットのうち一定量を事務局が毎年無効化することにより、自然撓乱及び土地転用等に伴うCO2吸収効果消失分を補填する。
- ・ 土地転用や不適切な主伐により吸収量が失われた場合は、別途定める約款に基づき措置を講じる。
- ・ 持続性の確保のための措置については、本制度の事務局を務める気候変動対策認証センターがクレジット発行対象期間終了後10年間継続して行うものとする。

(3) 吸収量の算定方式

- ・ 京都議定書との整合性の確保のため、グロースネット計上方式(※)を採用。

※プロジェクトが実施されなかった場合の吸収量との差分をCO2年間吸収量とするベースライン&クレジット方式とは異なり、施業を行った対象地でのCO2吸収量を計上する方式。

3. 申請受付について

森林管理プロジェクトの申請受付は、オフセット・クレジット制度事務局において、4月15日から開始する予定。申請に係る手数料等、詳細情報については、下記の気候変動対策認証センターHPをご覧ください。

気候変動対策認証センター <http://www.4cj.org/>